
世界経済危機と国際通貨基金 (IMF) 改革

サーベイランスとガバナンスを中心に

高木 信二

Takagi Shinji

はじめに

昨年秋に本格化した世界経済危機を受けて、G20（20カ国・地域）諸国はこの6ヵ月間に2度の首脳会議を開き（昨年11月ワシントン、本年4月ロンドン）、現危機に対してとるべき政策、今後同様な危機が起こることを防ぐために必要な改革に言及する声明を発表した。本稿では、危機の予防を目指した改革のうち、国際通貨基金（IMF）にかかわる部分を考えている。IMFについて、G20首脳会議（金融サミット）の声明は2つの側面に触れている。ひとつは、危機に迅速に対処するため、IMFの融資能力を短期的に増強する必要がある。2つ目は、IMF機能を強化するための中期的な改革である。言うまでもなく、本稿は後者に焦点を当てる。

IMFは第2次世界大戦後、国際的な固定相場制を維持するために設立された国際金融機関である。IMF体制の下、加盟国は、金（あるいは米ドル）に対して固定相場を維持する、IMFの承認なくして、經常取引の支払いに関する為替規制を導入しない、という義務を負った。これら2つの義務を同時に達成することは困難かもしれない。貿易不均衡により、国際収支の大きな赤字を経験する国は、外貨準備が枯渇し、為替の切り下げを余儀なくされないよう、輸入の支払いに関して、為替規制を導入しようとするかもしれないからだ。IMFの役割は、国際収支問題が一時的であるという条件で、そのような国に外貨を貸し付けることにより、為替規制を導入することなく、固定相場を維持できるよう助けることであった。

1970年代、世界的な固定相場制が変動相場制に取って代わられると、IMFの存在意義は変化せざるをえなくなった。1970年代のIMF改革にかかわる議論のなかで生まれたのが、サーベイランス（政策監視）という概念である。1978年に発効した第2次改定IMF協定の第4条には、IMFの義務が「国際通貨制度の効果的な機能を確保すべく、それを監督する（oversee the international monetary system in order to ensure its effective operation）」こと、「加盟国の為替相場政策に対して堅固なサーベイランスを行使する（exercise firm surveillance over the exchange rate policies of member countries）」ことだと記されている。さらに、加盟国の為替相場政策に関するサーベイランスの運用原則は、2007年に合意された「理事会決定」によって規定されている⁽¹⁾。

IMFはサーベイランスを実施するにあたり、大別して2つの様式を使う。ひとつは、個々

の国を対象としたサーベイランスであり、その中心部分は原則として毎年開かれる4条協議（Article IV consultation）である。IMFはこのサーベイランス活動（bilateral surveillanceとも呼ばれる）を国別の協議報告書としてまとめ、加盟国が反対しないという条件で、公表している。2つ目は、国際通貨制度全般を対象とするサーベイランスであり、その中心部分は、マクロ経済、金融市場それぞれについて、毎年2度行なわれる。このサーベイランス活動（multilateral surveillanceとも呼ばれる）は、「世界経済見通し（WEO: World Economic Outlook）」および「世界金融安定報告書（GFSR: Global Financial Stability Report）」としてまとめられ、公刊されている。

経済危機が起こるたびに聞かれるのが、IMF批判である。なぜIMFは危機を予期し、適切な政策是正を勧告しなかったのか、と。今回の世界経済危機に関しても、同様である。もしIMFが危機の要因となった諸問題（米国のサブプライムローン、国際的な不均衡、商品価格の乱高下等）に内在する危機リスクを正しく認識しなかったのであれば、それはIMFサーベイランスの失敗だと言えよう。一方、危機リスクを認識していたものの、それを加盟国に警告しなかった（あるいは政策是正を勧告したが、提言を受け入れてもらえなかった）のであれば、それはIMFガバナンスの問題である。本年4月のG20声明には、「正直で、公平で、独立したIMFサーベイランス（candid, evenhanded, and independent IMF surveillance）」を支持するという表現がある。これは「（とくにIMFで影響力をもつ大国からの）政治圧力に屈しない客観的なサーベイランス」という意味である。以下、まずサーベイランス改革を論じ、次にガバナンス改革を論じよう。

1 サーベイランス改革

（1）金融サーベイランス

IMFサーベイランスを強化せよという提案は、少なくとも1994年のメキシコ危機以来、危機のたびに発せられてきた。IMFはもともとマクロ経済に重きを置く組織である。IMFが設立された当初、国際的な資本の動きは限定的であり、金融市場もさほど発達していなかった。そのような状況下、各国の総需要に影響を与える要因をみることによって、国際収支の動向は正確に分析できたのである。しかし、1980年代より、世界的な規模で金融の自由化が進展し、国境を越えた資本移動も活発になった。現在では、資本の動きは財・サービスの動きよりも大きい。今回の危機も、金融部門における過度のリスクテイクという、従来のマクロ経済分析だけでは認識されない要因によって引き起こされた。

1990年代の一連の新興市場危機以来、IMFはサーベイランスを強化するにあたり、金融の専門性を高める努力をしてきた。メキシコ危機後、通貨金融システム局（MFD: Monetary and Financial Systems Department）において⁽²⁾、銀行監督業務経験のあるスタッフを少なからず雇い始めた。2001年には、民間資本移動や資本市場の動向を監視するため、国際資本市場局（ICM: International Capital Markets Department）を組織し、ウォール街やシティー（ロンドン）で働いた経験のあるスタッフを途中で任用し始めた。さらに、2006年、MFDとICMは統合され、通貨資本市場局（MCM: Monetary and Capital Markets Department）が組織された。資本が瞬

時に動く世界において、国際金融と国内金融を区別する意味が失われたからである。

国別のサーベイランスにおいても、1999年5月、IMFは世界銀行と共同で、脆弱性の早期発見を目的とする金融セクター評価プログラム（FSAP: Financial Sector Assessment Program）を導入した。マクロ経済を重視する通常の4条協議が金融部門に十分な注意を払っていないという認識があったからである。ただ、4条協議と異なり、加盟国にFSAP審査を受ける義務はなく、これまで米国も中国も受けていない⁽³⁾。昨年11月のG20声明には「すべてのG20参加国はFSAP報告を受けることにコミットする」と記されており、今後、米国と中国が約束を実行に移すかが注目される。

こうした取り組みにもかかわらず、一連のG20声明では、IMFサーベイランスのさらなる改善が求められている。危機のたびにIMFサーベイランスが批判される理由は、金融部門を正確に分析し、金融の脆弱性をマクロ経済の安定性に結びつけることが難しいからである。金融の問題は、経済成長率、インフレ率といった全体的指標によって分析可能なマクロ経済問題とは、性格が異なる。基本的には、現場の当事者にしかわからない問題である。情報を一定の時間的ラグをもって入手できるのは、法的強制力をもった監督当局だけである。国際機関には法的強制力はなく、しかも監督当局以上に金融市場や金融取引から離れている。監督当局との密接な連携なくして、IMFが金融サーベイランスを強化するのは容易ではなからう。

（2）IMF協定の改定？

IMFの金融サーベイランスを強化するにあたり、もうひとつ根本的な問題がある。IMF協定は、IMFに金融資本取引にかかわる権限（jurisdiction）を与えていないのである。前述のとおり、もともとIMFには經常取引にかかわる支払いを自由化するという目的が与えられていた。これは、多角的な決済システムを確立し、貿易を促進するためである。したがって、IMFの権限は、經常取引の支払いに関するものであって、金融資本取引は含まれていない。国境を越えて動く資本の量が限られた時代では、これで問題なかった。しかし、現在、金融とマクロ経済は密接に依存し合っている。IMFは実効的なサーベイランスを行なうために、ハンディを負わされているのである。

これまで、IMFの金融サーベイランスは、為替相場政策に関するサーベイランスを果たす義務から派生したものとみなされてきた。資本移動や各国金融市場の動向は為替相場に影響を与える限りにおいて、サーベイランスの対象となるという考え方である。サーベイランスの運用を規定する理事会の「2007年決定」には、サーベイランスが目指す「対外安定（external stability）」には經常収支と資本収支の両方が含まれると記されている。さらに、サーベイランスの対象には、為替相場政策に加え、対外安定に影響を与えうるすべての国内経済金融政策が含まれており、なかでも、為替相場政策、金融政策、財政政策、金融部門政策は加盟国当局と必ず議論しなければならないテーマであるとも明記されている。

しかし、資本金融取引をサーベイランスの対象にするという要件は、IMF理事会による運用上の規定にすぎない。IMF協定の批准という手続きを通して、加盟国は金融サーベイランスに必要なすべての情報を提供するという義務を受け入れたわけではない。したがって、

資本金融取引に対するサーベイランスの強制力を強めるために、資本勘定に関する明示的な権限をIMFに与えるべきだという根強い意見もある（Boorman 2008を参照）。これはIMF協定の改定を必要とする。

IMF協定を改定し、IMFに資本取引にかかわる権限を与えようとする立場には、長い歴史がある。しかし、それが最初に具体化したのは、1996年、IMF専務理事がIMF協定の改定を提案し、IMF理事会で議論が始まった時であった。この議論の過程で、IMFに新たな権限を付与することは、単なる技術的な問題ではないことが判明した。権限は目的達成の手段でなければならないからである。すなわち、IMFに資本取引にかかわる権限を与えるためには、単に第4条を改定するだけでは不十分であり、IMFの目的を規定した協定第1条も改定するという、協定の根本的な書き直しが必要とされるのである。

結局、協定改定の試みは、アジア危機によって頓挫した。IMF専務理事は改定に反対を唱える人々をなだめ、1997年秋の年次総会において、暫定委員会⁽⁴⁾の支持を取り付けることに成功したが、その後、改訂協定の草案が総務会に提出されることはなかった。アジア危機が起こった時点で、沈黙していた反対意見が噴き出し、IMFに資本自由化（草案では「秩序ある自由化」）を促進するという新しい目的を与え、資本取引にかかわる権限を与えることが賢明だという合意が崩れてしまったのである。

協定改定に関する議論においては、第1条の法律用語「目的（purpose）」の代わりに、「付与された職務（mandate）」という用語が使われた。昨年11月のG20声明では、「国際金融機関に付与された職務を見直す（Reviewing the mandates . . . of the IFIs）」という表現によって、IMF協定の改定を望む一部の国の要望が取り入れられたように思われた。ところが、今年4月の声明では、「グローバル化の新しいチャレンジ.....を反映するために、（国際金融機関の）付与された職務および業務範囲.....を改革する（reform their mandates, scope . . . to reflect . . . the new challenges of globalisation）」というより強い表現になっている。協定改定に関しては、仮にそれが金融サーベイランスを強化するものであっても、さまざまな意見をもつ国がなお存在する。G20の合意は大きな一歩であろうが、投票権の85%を占める加盟国の賛成を必要とする作業が、今後、すんなり進むかどうかは不透明である。

2 ガバナンス改革

（1）発言権の改革

前述のとおり、IMFのガバナンス改革は、サーベイランス改革と密接に関連している。発展途上国や新興市場国には、大きな発言権をもつ先進国（とくに米国）に対して、IMFが強い立場をとることができないと考える者も少なくない。今回の危機は、米国の金融制度における問題が直接の発端となった。それに関して、IMFは何を認識し、米国当局に何を言っていたのか。背後のグローバル不均衡に関しては、IMFが中国に対して人民元を切り上げ、経常黒字を縮小させるよう提言していたことはよく知られている。しかし、中国当局は、このIMFの立場が米国から押し付けられたものだと考え、その勧告を拒否した。IMFサーベイランスは加盟国によって中立的かつ客観的だと思われなかったのだ。こうしたサーベ

ランスの失敗は、ガバナンス上の問題に起因する。

IMFにおける発言権（voice）は、出資金であるクォータに比例する。加盟国には均等の基本票が与えられるので、実際の投票権はクォータの配分に比べると、小さな国に多少有利に設定されている⁽⁵⁾。しかし、クォータに比例する投票権は基本票よりも圧倒的に大きいため、投票権の配分はクォータのそれと同じだと思ってもかまわない。クォータは経済力に応じて配分されるため、加盟国の発言権は、経済規模とともに大きくなる。クォータ第1位の米国の投票権は全体の16%以上、第2位の日本のそれは6%以上となっている（米国のみが、85%の多数決を要する重要議題について拒否権を有する）。一方、経済規模の最も小さな国々の投票権は、0.05%にも満たない。

加盟国の国力にかかわらず、すべての国に同等な投票権を与える国際連合総会とは対照的に、IMFは経済力に比例した投票権を加盟国に与えることにより、より効果的、より効率的に機能してきたという見方もある。しかし、仮にそうだとすると、現行のクォータ配分は、アジア経済が飛躍的に発展する前の世界経済を反映したものであり、意思決定にアジアの意見は十分に反映されていない。このような認識がある限り、アジア諸国はIMFが自分たちの利益を十分に考慮していないと思うであろう。このままでは、アジアはIMFの妥当性（relevance）を疑い、IMFは正当性（legitimacy）を失うことになる。

いわゆる「発言権改革（voice reform）」の必要は、昨年11月のワシントン会議においても、本年4月のロンドン会議においても、G20諸国首脳の間で共通の認識であった。ロンドン会議の声明には、「最貧国を含む、新興市場および発展途上国はより大きな発言権と代表権を有さなければならない（emerging and developing economies, including the poorest, must have greater voice and representation）」という表現が盛り込まれた。

クォータ配分はこれまでも定期的に調整されてきたが、それがゼロサムゲームであることを反映して、きわめて漸進的であった。経済力が相対的に低下する加盟国が、クォータの大きな調整に抵抗するからである。ところが、中国や韓国などの飛躍的な経済発展により、クォータ配分は現実からあまりにもかけ離れてしまった。この認識から、2006年、発言権が不当に過小評価された4カ国（中国、韓国、メキシコ、トルコ）に特別融資が認められた。さらに、2008年、全加盟国を対象とした増資が合意され、合意が発効した時点で、クォータ配分は世界経済の現実をより反映するものとなる。

それでも、結果は不十分である。たとえば、中国のクォータは（全体の割合として）0.8%増え、英国とフランスのそれは0.5%ずつ減るものの、3カ国の順位は変わらない（第1表 1、2を参照）。同様に、韓国のクォータは0.6%増えるものの、それでも、それぞれ0.3%程度減らされたオランダやベルギーよりも低い水準にとどまる。アジアとヨーロッパを地域としてみると、それぞれの地域にクォータの割合が増える国と減る国があるため⁽⁶⁾、拡大前の欧州連合（EU）15カ国のそれは0.6%ばかり減るのに対し、アジア太平洋地域のそれは1.5%ばかり増えるにすぎない。新興市場および発展途上国全体では、クォータの割合はわずかに1.1%、投票権は2.7%増えるだけである。

クォータ配分の調整が不十分であることは、IMF理事会における理事の配分に如実に現わ

第1表 1 2008年合意によってクォータ割合の増えた主なIMF加盟国(全体のパーセント比)

加盟国	クォータ(2006年合意以前)	クォータ(2008年合意)	投票権(2008年合意)
米 国	17.380	17.674	16.732
日 本	6.228	6.558	6.227
ド イ ツ	6.086	6.112	5.805
イタリア	3.301	3.307	3.155
中 国	2.980	3.997	3.807
イ ン ド	1.945	2.443	2.338
スペイン	1.426	1.688	1.625
ブラジル	1.420	1.783	1.715
メキシコ	1.210	1.521	1.467
オーストリア	0.876	0.887	0.868
韓 国	0.764	1.413	1.365
マレーシア	0.695	0.744	0.733
ポーランド	0.640	0.708	0.699
タ イ	0.506	0.604	0.601
トルコ	0.451	0.611	0.607

第1表 2 2008年合意によってクォータ割合の減った主なIMF加盟国(全体のパーセント比)

加盟国	クォータ(2006年合意以前)	クォータ(2008年合意)	投票権(2008年合意)
フランス	5.024	4.506	4.288
英 国	5.024	4.506	4.288
サウジアラビア	3.268	2.931	2.800
カ ナ ダ	2.980	2.672	2.555
ロ シ ア	2.782	2.495	2.387
オランダ	2.415	2.166	2.077
ベルギー	2.155	1.932	1.856
ス イ ス	1.618	1.451	1.401
オーストラリア	1.514	1.358	1.313
ベネズエラ	1.244	1.116	1.084
スウェーデン	1.121	1.005	0.980
アルゼンチン	0.990	0.888	0.869
インドネシア	0.973	0.872	0.854
南アフリカ	0.874	0.784	0.771
ナイジェリア	0.820	0.736	0.725

(出所) 筆者作成。

第2表 IMF理事国の配分 アジア対ヨーロッパ(2009年4月3日現在)

アジア		ヨーロッパ	
理事国	選出(任命)国	理事国	選出(任命)国
日本	日本	ドイツ	ドイツ
中国	中国	フランス	フランス
インドネシア	インドネシア、シンガポール、 ほか11カ国	英国	英国
韓国	韓国、オーストラリア、ほか11カ国	ベルギー	ベルギー、オーストリア、ほか8カ国
インド	インド、スリランカ、 バングラデシュ、ブータン	オランダ	オランダ、ウクライナ、ほか11カ国
		イタリア	イタリア、ギリシャ、東ティモール、 ほか5カ国
		スウェーデン	スウェーデン、ノルウェー、 ほか北欧バルト6カ国
		スイス	スイス、ポーランド、ほか6カ国

(注) その他、スペインはメキシコを含むラテンアメリカ選出区、アイルランドはカナダ、カリブ諸島諸国を含む選出区に所属する。

(出所) www.imf.org

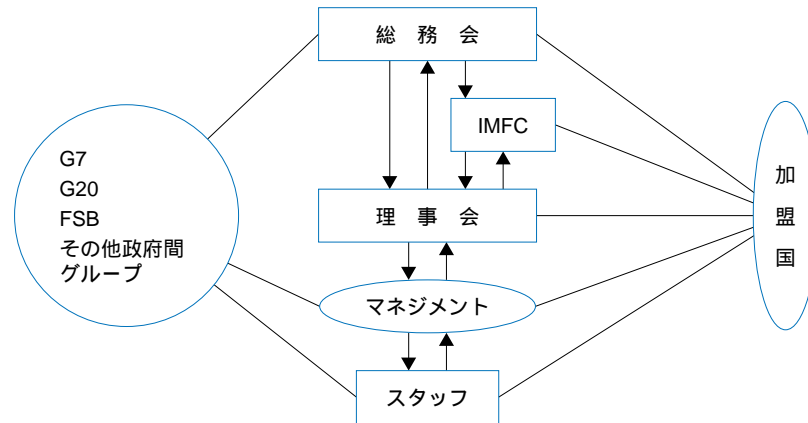
れている。再びアジアとヨーロッパを比べると、現在、24名の理事のうち、8名が(スペインとロシアを除く)ヨーロッパに割り当てられているのに対し、アジア太平洋地域を代表する理事は5名にすぎない(第2表)。世界経済に占める国内総生産(GDP)の割合から言えば、ほぼ同数の理事が割り当てられていてもおかしくない。このように、G20声明は、2008年に合意された調整が不十分であるとの認識から、IMF加盟国に、2011年1月までに、新たなクォータ配分に関する合意を得るように促しているのである。今回は理事の配分を変えるほどの調整が求められている⁽⁷⁾。

(2) 意思決定機構の改革

発言権の改革は、IMFにおけるガバナンス改革の第一歩にすぎない。IMFの独立評価機関(IEO: Independent Evaluation Office)は、2008年、IMFガバナンスに関する評価報告書を発表した。そこでは、ガバナンス改革にとって重要なのは、発言権改革以上に、理事会の役割を強化し、理事会、総務会、マネジメントの役割分担を明確化することであると主張されている。IEO報告を踏まえ、IMF専務理事は、南アフリカのトレパー・マヌエル財務大臣を長とする委員会を設立したが、その報告書は、今年3月、G20首脳会議に先立って発表されたところである。マヌエル報告もIEO報告を踏襲し、理事会の強化と意思決定機構の改革に焦点を当てたものとなっている。

IMFの主な構成組織には、「総務会(Board of Governors)」「理事会(Executive Board)」「マネジメント」がある(第1図)。総務(Governor)は株主である加盟国を代表し⁽⁸⁾、その日常業務を24名の理事(Executive Director)からなる理事会に委任する。また、総務会のうち24の理事国を代表する総務は「国際通貨金融委員会(IMFC: International Monetary and Financial Committee)」を構成する。IMFの業務を遂行するのは、専務理事(Managing Director)の率い

第1図 IMFのガバナンス組織



るスタッフからなる事務局である。専務理事は3名の副専務理事（Deputy Managing Director）によって補佐されており、正副専務理事4名は「マネジメント」と呼ばれる。第1図に示されるように、IMFはこうした構成機関それぞれの段階で、加盟国や政府間グループと公式、非公式に交流している⁽⁹⁾。

上記の構成組織間の関係を理解すると、IMFガバナンスの欠陥は明らかになる。IEO報告やマヌエル報告で触れられた問題点は多岐にわたるが、ここではサーベイランス強化に関連して、2点だけを述べよう。

第一に、理事会とマネジメントの責任分担は明確でない。IMF協定によると、理事会はIMFの通常業務に携わるとされている。したがって、理事会会議は毎週3日間開かれ、サーベイランスや融資案件はもちろん、職員給与、予算から政策立案に至るまで、すべての議題が理事会決定の対象となる。このように、理事会がマネジメントのすべての業務に関与するため、重複の無駄に加え、サーベイランスに関しては、マイナスの影響を与えている可能性がある。本来ならば客観的であるべき審査が、理事会の関与により、政治的になるからである。IEO報告によると、スタッフの40%は4条協議における理事会の「付加価値」がゼロかマイナスだと考えている。このため、マヌエル報告では、サーベイランスにかかわるすべての責任は、マネジメントに移管されるべきであると提言している。

第二に、戦略的な案件に関して言えば、理事会は本国の政策当局者から離れすぎている。たとえば、米国や日本の場合、理事はせいぜい本省の次長クラスである。中規模の国であっても、局長クラスであろう。こうした本国の中級官僚に相当する理事に意思決定権は与えられておらず、本国の政策当局者へのアクセスも限られている。IMFは組織として、重要案件にかかわる意思決定はできないのだ。国際通貨制度にかかわる討議が、これまでG7やG20という外部の政府間グループで行なわれてきたのは、このIMFガバナンスの欠陥によるところが大きい。

本年4月のG20サミットでは、IMFを再び国際通貨制度の中心に置くため、総務レベルの関与を強める必要が謳われた。これは、IEO報告およびマヌエル報告の提案を踏まえたものであるが、両報告書では、より具体的に、諮問機関としてのIMFCを格上げし、「評議会（Council）」を設立すべきだと提案されている。評議会は財務大臣や中央銀行総裁からなる意

思決定機関で、IMFに対し戦略的な指針を与える。この改革案は、あたかもG20閣僚級会議を意思決定機関としてIMFに組み込むことに等しい。その場合、理事会の役割は、評議会に助言を与え、マネジメントを監督することが中心になるとされる。

おわりに

本稿は、最近のG20サミットで合意された国際通貨基金（IMF）改革を論じた。IMF改革はサーベイランスの強化を目指すものであるが、現実には、IMFが金融の脆弱性を正確に把握し、マクロ経済の安定性に結びつけるのは容易でない。金融の問題は根本的には当事者にしかわからず、その情報を（一定の時間的ラグをもってではあるが）入手できるのは、法的強制力をもった監督当局だけである。IMFの金融サーベイランスを強化するためには、IMF協定を改定し、IMFに資本収支にかかわる権限を与えることも必要である。G20合意は大きな一歩であるが、1990年代に頓挫した試みが、今回、すんなり前進するかどうかは不透明である。

サーベイランス強化には、IMFのガバナンス改革も必要である。G20サミットでは、発言権改革に加え、IMFの意思決定において大臣級の関与を強める必要が合意された。大臣級の関与が強まれば、IMFはより大きな権威をもって加盟国の政策を審査し、各国の政策協調を指導できるであろう。G20サミットが声明を通してIMF改革のあり方を示したこと自体、このようなガバナンス改革の必要を示している。G20諸国はすべてIMF加盟国であり、本来ならば、総務会、理事会という正式の経路を通して、改革の指針を与えることができたはずだからである。

4月20日付の『ワシントン・ポスト』紙は、国際連合安全保障理事会が法的拘束力をもって世界外交を運営するように、IMFが世界の金融経済を運営する時代がくるのではないかと、G20のロンドン会議で描かれたIMF改革を評した。しかし、そのような楽観論は尚早であろう。4月末に開かれたIMFCの声明を読む限り、改革に対する決意はみられず、発言力を失う国々や理事の抵抗が見え隠れする。IMFのガバナンス改革が、G20諸国の思惑どおりにすんなり進むとは思えない。

経済活動や金融のグローバル化によって、各国経済の相互依存は日増しに強まっている。今回の世界経済危機によって、明らかになったとおりである。今後、相互依存の観点から各国の経済政策を監視し、政策協調を指導する国際機関の必要は高まるであろう。そうした期待に応えるためにも、IMFは妥当性と合法性を高め、サーベイランス強化に向けた取り組みを着実に進めていく必要がある。そのためには、抵抗を抑え、必要な改革を断行する政治的リーダーシップが必要とされる。

- (1) それまでは理事会の「1977年決定」によって規定された。
- (2) 2003年まで、通貨為替業務局（Monetary and Exchange Affairs Department）と呼ばれていた。
- (3) 米国がFSAP評価を受けていれば、サブプライム危機を未然に防げたという保証はない。2008年末にIMF支援を受けた欧州4ヵ国（ウクライナ、ハンガリー、アイスランド、ラトビア）はすべてFSAP評価を受けていたが、世界金融危機の波及による銀行危機を避けることはできなかった。

- (4) 現在の国際通貨金融委員会（IMFC: International Monetary and Financial Committee）の前身。大臣級の諮問機関。IMFCについては、後述の説明を参照。
- (5) 2008年の合意では、クォータ配分の調整（以下参照）と同時に、経済規模の小さな国に対する配慮から、基本票が3倍に増やされた。
- (6) 加盟185カ国のうち、クォータの割合が増える国は54カ国である。
- (7) 24名の理事のうち、5名はクォータの上位5カ国が「任命（appoint）」する。残りの19名は、それぞれの投票権を有する加盟国が選出区を構成することにより、十分な投票権を有する理事を「選出（elect）」する。中国やロシアなど、単独で1名の理事を選ぶに十分な投票権をもつ国は、自国のみを代表する理事を選ぶが、他の理事選出区では、クォータ（投票権）の最も大きい国の出身者が理事になることが多い。
- (8) 通常、総務は加盟国の財務大臣または中央銀行総裁がつとめる。日本の場合、総務は財務大臣、総務代理は日本銀行総裁である。
- (9) 今回（2009年4月）のG20サミットにおいて、金融安定化フォーラム（FSF: Financial Stability Forum）は、金融安定化ボード（FSB: Financial Stability Board）に改組された。FSFには、G7金融監督当局に加え、オーストラリア、オランダ、シンガポール、香港の関係当局およびIMFを含む国際機関および国際監督団体が参加してきたが、FSBには、加えて、現在の構成員ではないG20諸国およびスペインの関係当局も参加することになった。

参考文献

- Boorman, Jack (2008) "Reform of the Global Financial System and the Role of the International Monetary Fund," Emerging Markets Forum.
- Independent Evaluation Office (IEO) (2005) *The IMF's Approach to Capital Account Liberalization*, Evaluation Report, International Monetary Fund.
- (2006) *Multilateral Surveillance*, Evaluation Report, International Monetary Fund.
- (2008) *Aspects of IMF Corporate Governance – Including the Role of the Executive Board*, Evaluation Report, International Monetary Fund.
- Manuel, Trevor, Michel Camdessus, Kenneth Dam, Mohamed El-Erian, Sri Mulyani Indrawati, Guillermo Ortiz, Robert Rubin, Amartya Sen, and Zhou Xiaochuan (2009) *Report of the Committee of Eminent Persons on IMF Governance Reform*, International Monetary Fund.